

子どもを中心とした AI 倫理ガイドラインの検討

齋藤長行†

東京国際工科専門職大学†

1. はじめに

人工知能 (AI) は、世界を根本的に変え、子どもたちに影響を与えている。子どもたちは既に多様な場面において AI テクノロジーとコミュニケーションしており、それらはスマート玩具、ビデオゲーム、チャットボット等に内包されている。

しかしその一方で、AI はプライバシー、安全性、セキュリティなどのリスクも子どもたちにもたらしている。例えば、AI が特定の子どもたちだけに有利／不利な情報提供をしてしまうというアルゴリズム・バイアスや、AI 玩具を悪用したハッキングやセキュリティの問題が生じる恐れを拭えない。

このような、AI 環境下での子どもたちの新たな ICT リスクに対して、彼らの AI から得られる幸福を確保した上での的確な保護を講じるための子どもを中心主義とした AI 倫理ガイドラインの策定が必要となるである。

今日、AI 利用から生ずる問題に対処するために、国際政策機関、政府、学术界、業界団体、企業等が、その開発・運用ガイドラインを設定している。例えば、経済協力開発機構 (OECD) の「AI に関する OECD 原則 (OECD Principles on Artificial Intelligence)」や IEEE の「Ethically Aligned Design」では、人間の幸福や人権の尊重が言及されている[1] [2]。総務省においても、「AI 活用ガイドライン」を策定しており、AI を開発・利用する事業者が、人間中心の AI 社会原則を踏まえた事業活動をするためのガイドラインが定められている[3]。

2. 先行研究

AI の開発・運用ガイドラインに関する先行研究を見てみると、IEE は、2016 年に Global Initiative on Ethics of Autonomous and Intelligent Systems を立ち上げ、倫理的に整合した AI の設計原則を公開している[2]。The Future of Life Institute (FLI) によって提案された Asilomar AI 原則では、安全で社会的にとって有益な AI 開発を行うための一連の研究、倫理、および価値について言及がなされている[4]。これらの取組は、専門家、実務家、市民をグローバルに集め、

AI の説明可能性などの概念の共通理解を構築することを目指している。この様に、さまざまな利害関係者が、人間の価値観と権利を含むガイドラインを作成しており、それらには非差別、意識と管理、データへのアクセス、プライバシーと管理、安全とセキュリティ、スキル、透明性と説明可能性、アカウンタビリティ等が含まれている。

しかし、現存するガイドラインは主に成人を対象としており、子どもたちを対象とした検討は十分に行われてきていない。その様な状況の中で、UNICEF は「Policy guidance on AI for children」という報告書を公表し、AI によってもたらされる子どもへの機会とリスクに対処するための政策的方向性を示している[5]。しかし、本報告書では、ガイドラインとしての利害関係者に対する具体的な取組は示されていない。

そこで、本稿では、子どもの利用を前提とした AI の作用が子どもに影響を及ぼすであろう事象を踏まえた AI の開発・運用ガイドラインの方向性について検討する。

3. 研究コンセプト

子どもへの AI の影響を踏まえた開発・運用を考えるために、類似の政策課題に対する先行的な取組を概観する。OECD では、「Council Recommendation on the Protection of Children Online」を策定し、インターネット利用者としての子どもの保護に関する政策的方向性を国際社会に示している。また、欧州評議会では、「Recommendation CM/Rec(2018)7 of the Committee of Ministers to member States on Guidelines to respect, protect and fulfil the rights of the child in the digital environment」を策定し、子どものインターネットを利用する権利、インターネットを介して自己表現し、参加する権利を尊重した上での保護の必要性について言及しており、その政策の方向性を欧州諸国の加盟国に示している。

これらの勧告の根底となっている政策理念は、国際連合の「子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child)」に基づいている[6]。この条約は、子どもを取り巻く多様な環境において、彼らの幸福・権利・保護の必要性を規定し

ており、それは AI の利用環境においても求められるものである。

そこで、本稿では国連の子どもの権利条約の条約文を基にして、子どもを中心に据えた AI 倫理ガイドラインに求められる要件を検討する。

4. 国連子どもの権利条約を基にした AI 倫理ガイドラインに求められる要件

国際連合の子どもの権利条約は、大別して「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」から構成されている。子どもたちの AI への関与の観点からこれらの権利との関係を考えて、子どもを中心に据えた AI 倫理ガイドラインに求められる権利の構成要素として「AI 社会で生きる権利」、「AI を利用する権利」、「AI のリスクから守られる権利」、「AI に参加する権利」に置き換えることができる。

AI 社会で生きる権利では、AI の利用が前提となる社会において、すべての子どもの命が守られることが求められる。関連条約文としては、第 6 条：生命、生存、発達に必要な資源に対する権利が該当しよう。

AI を利用する権利では、AI によって、あらゆる年齢の子どもの教育、医療、遊びの権利を支援することが求められる。関連条約文としては、8 条：名前、アイデンティティ、国籍、家族関係、17 条：情報にアクセスし、社会的、精神的および道徳的幸福と身体的および精神的健康が促進される権利、28 条：教育を受ける権利、29 条：ヘルスケアサービスにアクセスできる権利、30 条：少数民族、宗教、言語の少数民族に属する子ども、または先住民族の子どもの自分の文化、宗教、言語を楽しむ権利、31 条：休息、遊び、レクリエーション、余暇を楽しむ権利、39 条：ネグレクト、搾取、虐待の被害者の身体的および精神的回復と社会復帰の支援を受ける権利等が該当しよう。

AI のリスクから守られる権利では、子どもは AI システムによる差別、搾取、攻撃から積極的に保護され、安全が確保されることが求められる。関連条約文としては、2 条：あらゆる種類の差別から守られる権利、16 条：プライバシー、家族、または通信に対する恣意的または違法な干渉、または彼または名誉と評判に対する違法な攻撃から守られる権利、17 条：有害な情報から守られる権利、19 条：性的虐待を含む、あらゆる形態の身体的または精神的暴力、傷害または虐待、ネグレクトから守られる権利、34 条：性的搾取および性的虐待から守られる権利、35 条：人身売買から守られる権利、36 条：搾取等によって、子どもの福祉が

侵害されないこと、37 条：拷問や非人道的な罰から守られる権利等が該当しよう。

AI に参加する権利では、子どもたちには、AI から機会とチャンスが平等に与えられなければならないことが指摘されている。関連条約文としては、12 条：子どもに影響を与えるすべての事柄について相談を受ける権利、13 条：表現の自由の権利、14 条：思想の自由の権利、15 条：結社の自由と平和的な集会に参加する権利、17 条：情報にアクセスする権利、31 条：文化的生活や芸術に自由に参加する権利等が該当しよう。

5. 考察とまとめ

以上の様に、本稿では国際連合の子どもの権利条約を基に、AI 社会における子どもと AI との関係性を彼らの権利の観点から考え、AI の開発・運用ガイドラインに求められる要件を検討した。その結果、子どもたちが AI 社会で生きる権利、AI を利用する権利、AI のリスクから守られる権利、AI に参加する権利主要な構成要素となると考えられる。現存のガイドラインでは対応できていない子ども特有の課題として、未発達段階の弱者に対する配慮と支援の方策を織り込む必要があると考えられる。

参考文献

- [1] OECD (2019) Principles on Artificial Intelligence, <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0449> (5, Jan., 2021 Accessed)
- [2] IEEE (2017) Global Initiative on Ethics of Autonomous and Intelligent Systems, Ethically Aligned Design Version 2, Institute of Electrical and Electronics Engineers, http://standards.ieee.org/develop/indconn/ec/ead_v2.pdf (5, Jan., 2021 Accessed)
- [3] 総務省 (2019) 「AI 活用ガイドライン」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000637097.pdf (2021 年 1 月 5 日確認)
- [4] The Future of Life Institute (2017) Asilomar AI Principles, <https://futureoflife.org/ai-principles/> (5, Jan., 2021 Accessed)
- [5] UNICEF (2020) Policy guidance on AI for children, <https://www.unicef.org/globalinsight/media/1171/file/UNICEF-Global-Insight-policy-guidance-AI-children-draft-1.0-2020.pdf> (5, Jan., 2021 Accessed)
- [6] United Nations (1989) Convention on the Rights of the Child, <https://www.ohchr.org/Documents/ProfessionalInterest/crc.pdf> (5, Jan., 2021 Accessed)

A Study on Child-Centered AI Ethics Guidelines

† Nagayuki Saito, International Professional University of Technology in Tokyo